令和４年12月に 障害者雇用促進法が改正され、民間事業主の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和６年４月に2.5％、令和８年７月に2.7％)また、令和６年４月には週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者等(特定短時間労働者)について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになることなど今後も精神・発達障がい者の新規求職者は増加するものと思われます。

　このような障がい者の雇用を取り巻く環境が大きく変化している中で、社会全体として精神・発達障がい者の雇用の拡大と職場定着の促進に向けた取組みが益々重要となっていることから、大阪府では、企業の人事担当者等の皆様を対象とした精神・発達障がい者等への理解促進・職場定着支援に関する研修を実施します。是非、ご参加ください。

対象者　精神・発達障がい者の雇用を検討している企業の人事担当者、精神・発達障がい者を雇用している企業で、雇用や雇用管理を担当している方

参加費　無料

研修の特色　精神・発達障がい者の特性や雇用管理・職場定着について学ぶ基礎知識研修（約２時間の動画）と、精神・発達障がい者が働く企業での職場体験研修のセットで実施します。

実施期間

第４回　動画配信　令和５年11月１日（水曜日）から11月15日（水曜日）

第５回　動画配信　令和６年１月９日（火曜日）から１月19日（金曜日）

2日目の職場体験先企業や日時については個別に調整させていただきます。

定員　各回15名程度（申込先着順）

プログラム

１日目　基礎知識研修　動画配信（約２時間）

障がい者雇用の基本（約40分）  
精神・発達障がい者の特性と雇用管理（約40分）  
雇用管理ツールの使用方法と効果（約35分）

企業の事例紹介(リゾートトラスト株式会社、ヤンマーシンビオシス株式会社を予定)(各約30分)

２日目　職場体験研修（約３時間）

精神・発達障がい者雇用企業事業所（職場）の見学  
精神・発達障がい者雇用先進企業で障がい者とともに働く研修（職場体験）  
精神・発達障がい者等の雇用管理や職位場定着の取組みについて  
質疑応答・意見交換・具体事例検証・交流会等  
雇用管理の課題に関するアドバイスや情報提供等申込方法

　Eメール・ファクシミリ・事務局（受託事業者）ホームページからお申し込みいただけます。  
  
申し込み期限

第４回令和５年10月27日（金曜日）まで

第５回令和５年12月26日（火曜日）まで

お申し込みいただいた個人情報は、本セミナーの運営にのみ利用させていただきます。

手話通訳が必要な場合や車椅子でご参加される場合等は、事前にお申出ください。

問合せ先

令和５年度精神・発達障がい者等理解促進・職場定着支援事業事務局

(受託事業者：株式会社アソウ・ヒューマニーセンター)

電話 06-6485-4611   ファクシミリ 06-6485-4646  
   E-Mail　[osakajob@ahc-net.co.jp](mailto:osakajob@ahc-net.co.jp)